



ARAI AUTO AUCTION

陸送業者様 御中



**アライオートオークションベイサイド
車両搬出フロー**

平成27年7月16日

荒井商事株式会社

アライオートオークションベイサイド

搬出方法が変更になります

これまで：搬出依頼主の会員番号、出品番号の照合で搬出可

8月～(予定)：**車両引取証**と**搬出券**が必須となります。

【車両引取証】

【搬出券】

車両に貼付してあります

いかなる場合も、車両引取証を提出頂けない場合は搬出できません。

搬出の際は必ず、搬出依頼主である会員様から
車両引取証を取り寄せて下さい

車両引取証取り寄せ方法

1. 搬出依頼主様（弊社会員）からの取寄せ

(1) FAX・手渡し等

会員様からFAXで受領された車両引取証は有効です。

※ベイサイド会場事務局から陸送業者様へはFAX致しかねます

(2) 守衛所のメールボックスを利用

会員様は守衛所のメールボックスに車両引取証を預ける事が出来、
陸送業者様はメールボックスから受け取ることができます。

【受け取り方法】

- ①「メールボックス 受取申請書（別紙）」をご記入下さい。
- ②預け主である会員様が記載した「メールボックス利用申請書」と内容に相違が無い場合、車両引取証をお渡し致します。
※その際、免許証のコピーを取らせて頂きます。

車両引取証取り寄せ方法

2. アライベイスайд事務局からの取寄せ

(1) 事務局営業時間内（9:00～17:30）

【申請方法】

- ①アライベイスайд事務局カウンターにて受付。
- ②事務局から会員様へ連絡し、許可が得られた場合に限り発行致します。
※留守等で連絡が取れない場合は、発行致しかねます。

(2) 営業時間外（17:30～翌9:00）

陸送協力会加盟の陸送業者様に限り、以下の方法で発行できます。

【申請方法】

- ①「車両引取許可申請書（別紙）」をご記入下さい。
- ②記載頂いた開催回数・出品番号・搬出会員番号に間違いがなければ、発行致します。**ただし、再発行は致しかねます（次頁参照）**
※その際、免許証のコピーを取らせて頂きます。

車両引取証が再発行となる場合

1. 会場の端末で、会員様が印刷されていた場合
2. 申請があり、事務局にて印刷していた場合
3. インターネット上で会員様が印刷済みの場合
4. インターネットでの落札時、自動FAXされた場合
5. 守衛所にて既に印刷されていた場合